

貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会 規約

(名称)

第1条 この検討会は、貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について平成28年中に結論を得ることとして、専門的見地から検討することを目的とする。

- 一 古いバスなどの車両の状態に応じて、貸切バス事業者が予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を行うためのガイドラインを策定する。
- 二 監査等において、上記ガイドラインに沿った貸切バス事業者の点検整備の実施を確認できるよう、記録簿の様式について見直す。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 第2条各号に掲げる事項についてより専門的な検討を行うため、検討会に作業部会を置く。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省自動車局整備課が行う。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第8条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会

委員一覧

岡野 道治 日本大学理工学部 特任教授

河合 英直 独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所
自動車研究部長

玉木 豊久 一般社団法人日本自動車工業会 サービス部会委員

長尾 政美 公益社団法人日本バス協会 参与

橋本 昭朗 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 常務理事

水野 幸治 名古屋大学工学研究科機械理工学専攻 教授

宮本 克彦 東都観光バス株式会社 代表取締役社長

(五十音順、敬称略)